

平成29年度沖縄県県民の森に係る指定管理者制度運用委員会について  
(平成28年度指定管理者制度モニタリング検証結果)

- 1 開催日時： 平成29年7月7日（金）10：00～11：00
- 2 開催場所： 沖縄県庁13階 第5会議室
- 3 委員の出席状況： 委員4名中、4名出席  

（委員長）国立大学法人琉球大学准教授 木島真志  
（委員）株式会社CSDコンサルタンツ代表取締役社長 西里 喜明  
（委員）トロピカル・グリーン設計デザイン課営業係長 桶口 純一郎  
（委員）沖縄科学技術大学院大学スタッフサイエンティスト 吉村 正志
- 4 検証事項： 「沖縄県県民の森」の平成28年度実績に基づくモニタリング結果の検証について
- 5 検証内容
  - 1) 指定管理者及び県が実施するモニタリングは適正になされているか
  - 2) 指定管理者に対する県の指導・助言は適切に行われているか
  - 3) 利用者アンケートや苦情に対する指定管理者や県の対応は適切に行われているか
- 6 検証方法
  - 1) 事務局（森林管理課）によるモニタリング実施結果の報告
  - 2) 質疑・意見（各委員からの質疑等に対し、事務局及び指定管理者から回答）
- 7 議事の概要（主な意見）

沖縄県県民の森のモニタリングについて、大きな指摘は無かった。

  - 1) 利用者の推進について
    - 自主事業といったイベントは公園の指定管理を行う上で重要な位置をしめているので、各イベントでしっかりとアンケートを取り、改善に繋げるべきである。
    - 冬期や平日の利用者が少ない点について、恩納村内の博物館や周辺施設と連携してイベントを打ち出すことで、バリエーションのある県民の森での遊び方を提供する必要がある。
    - 平日の利用者として、周辺のリゾートホテル宿泊者を呼び込めるよう、森林ガイド等によりスタンダードに参加できるプログラムを企画してはどうか。
  - 2) 運営について
    - 事業予算の収支のなかで、自主事業について、支出に比べ収入が少ない。難しいとは理解しているが、利用者のニーズを把握し、収支バランスを取れるような企画が必要である。

- 利用者は大型連休に集中しているとのことだが、予定していた時期に利用者が少ない場合にもリカバリーするため新たな企画をたてるといった次のアクションを起こす必要がある。

3) 施設整備等について

- 県民の森の立地から駐車場のキャパシティによって打ち出せるイベントの規模が決まつてくるので、県民の森の目的を明確に整理した上で整備を進めてはどうか。
- 目的や方針を現在のニーズに即したものとなるよう検討した上で、ハードよりもソフト面を充実させてはどうか。

## 沖縄県県民の森 指定管理者 モニタリングシート

## I. 履行確認

## 1. 維持管理業務

## (1) 清掃

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
〈日常清掃〉 ・園内の利用頻度の多い場所を巡回し、紙くず、空き缶等の不法投棄物を速やかに除去する。 ・トイレは1日3回以上巡回点検し清潔な環境を保つように努める。	○		・休園日を除き1名の清掃員が実施。 ・建物内のトイレについては各施設担当者による清掃を実施。	特に問題なし	・事業計画のとおり実施されている。	・園内の美化を保つため、適正に対応している。
〈定期清掃〉 ・園内の清掃については、巡回による清掃と定期的に行う清掃により衛生的な環境を保持するとともに、美観の保持に努める。	○		・側溝等の枯れ葉除去等を清掃員及び作業員により実施。			

## (2) 保守・点検

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
貯水槽清掃管理 1回/年		○	簡易水質検査を実施。	貯水清掃は実施されていない。	貯水清掃を実施することが望ましい。	事業計画の中で簡易水質検査及び貯水清掃が必要な旨詳細に記載を行う必要がある。
浄化槽維持管理 2回/月		○	専門業者に委託し、法定点検を行った。	特に問題なし	特に問題なし	特に問題なし
ガス点検 適宜		○	職員による点検を日常的に行った。	特に問題なし	特に問題なし	特に問題なし
消防用設備点検 2回/年		○	消防用設備点検について、専門業者に委託し、法定点検を行った。	機器点検のみの実施となっている。	担当者の認識不足により総合点検が実施されていない。	事業計画の中で機器点検及び総合点検両方の実施が必要な旨詳細に記載を行う必要がある。

## (3) 保安・警備

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
電気保安業務 1回/月		○	専門業者に委託し、法定点検を行った。	特に問題なし	特に問題なし	特になし
施設における機械警備 通年		○	施設に警報器等を設置し警備を専門業者に委託し、適切な防犯対策を行った。	特に問題なし	特に問題なし	特になし
夜間（常駐）警備 8ヶ月		○	キャンプ場の宿泊利用期間中（4月～11月）における夜間警備を専門業者に委託し、適切な防犯対策を行った。	特に問題なし	特に問題なし	特になし

## (4) 小規模修繕

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
修繕費 400,000円		○	指定管理者の責任の範疇で、必要に応じて適切に行つた。 実績：783,451円	基本協定第18条に基づき、施設・設備・備品の小規模修繕（目安：1件1修繕30万円未満）については指定管理者が行う。しかしながら、経年劣化が著しい施設においては、備品の更新等も含め指定管理者の負担が年々大きくなっている。	修繕費について見ると実績額が事業計画額を大きく上回り、指定管理者の修繕費負担が増加している。	開園から30年が経過し施設の老朽化が著しい県民の森においては、今後の公園のあり方等を見直した上で、施設の更新等を検討する必要がある。

## (5) 備品購入

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
備品購入費 80,000円		○	備品の劣化による破損などは、取替えるか修繕をするなどして適切に対応し、利用に支障がないようにした。 実績：316,872円	基本協定第18条に基づき、施設・設備・備品の小規模修繕（目安：1件1修繕30万円未満）については指定管理者が行う。しかしながら、経年劣化が著しい施設においては、修繕費も含め指定管理者の負担が年々大きくなっている。	備品購入費の実績額が事業計画額を大きく上回っており、修繕費と併せて見ると、指定管理者の負担が増加している。	開園から30年が経過し施設の老朽化が著しい県民の森においては、今後の公園のあり方等を見直した上で、備品の更新等を検討する必要がある。

## (6) 防犯・防災対策

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
公園利用者及び職員の安全管理、施設の適正な維持、園内の秩序を図る。 ・連絡体制の図示し張り出す ・危険箇所に立て札等を設置する ・焚き火を禁止する ・消火器等を点検する ・農薬、燃料を適正に保管する等	○		危機管理マニュアルを策定し、適切に運用した。 ・連絡体制図を各窓口に掲示した ・危険箇所に立て札等を設置した ・消火器等を点検した ・備品等は、定期的に数量や状態の確認を行い、所定の場所で適切に管理した。	事業計画にある内容を実施していた。	特に問題なし	特に問題なし

## (7) 料金徴収業務

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
利用料金等を徴収する総合案内棟、用具貸出し棟、森林学習展示館に人員を配置し、施設及び用具の適切な使用方法を説明・指導する。	○		・各施設に人員を配置し、来園者へのパンフレット配布や用具の説明等を実施。	・外国语表記も行われており、適切に管理されている。	特に問題なし	特に問題なし

## (8) 植栽管理

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
統括責任者は、作業員に対して作業箇所や作業方法等を十分に説明し、作業にあたらせる。また、機械類は、始業点検・整備を確実に行い作業効率の向上のほか、危険防止に努める。なお、作業を行った上で発生した剪定枝等は処理業者に委託するなど法令に従い適切に処理する。 (「樹木を傷つけないように樹木周辺の雑草は出来るだけ低い位置で刈り取る。」等、具体的な作業内容11項目を掲げる)	○		・公園管理者及び作業員4名により仕様書を基準にし、必要に応じて適宜実施。	特に問題なし	特に問題なし	特に問題なし

※維持管理業務については、必要に応じて項目を追加して記入して下さい。

## 2. 運営業務

## (1) 利用実績

## 1) 利用者数

		事業計画 ※設定していないため H27年度の利用者数	実績	整合性の検証 (計画達成率 %)	業務改善に 向けた分析
利用者数	個人利用者数	185,015	157,125	84.9	大型連休以外の利 用者数の増加を目指す
	団体利用者数	15,542	13,714	88.2	特になし
	教室・イベント 参加者数	1,500	1,372	91.5	特になし

## 2) 施設稼働率

	施設名 ※稼働率＝使用率＝使用日/使用 可能日数	実績			整合性の検証 (計画達成率 %) ※事業計画において設 定していないため	業務改善に 向けた分析
		使用日数	使用可 能日数	使用率 %		
①平日稼 働率	シャワー室	24	193	12.4	—	・増加傾向にあ るプライダルの 撮影やロケ地と しての活用を促 進し、広場等の 使用日数を増やす。 ・施設の多様な 活用方法を提示 し周知を行う。
	キャンプ場	27	193	14.0	—	
	パークゴルフ場	22	193	11.4	—	
	グラウンドゴルフ場 (スポーツ広場)	10	193	5.2	—	
	中央広場	6	193	3.1	—	
	研修室 (森林学習展示館内)	5	193	2.6	—	
②土日祝 日稼働率	シャワー室	37	120	30.8	—	・オフシーズン にイベントを多 く実施し、使用 日数を増やす。
	キャンプ場	67	120	55.8	—	
	パークゴルフ場	88	120	73.3	—	
	グラウンドゴルフ場 (スポーツ広場)	13	120	10.8	—	
	中央広場	23	120	19.2	—	
	研修室 (森林学習展示館内)	26	120	21.7	—	
①②合計	シャワー室	61	313	19.5	—	・キャンプ場に おいては、宿泊 利用ができない 12～3月の使用 日数が低い。 ・冬休み期間中 にイベント等を 実施し使用日数 を増やす。
	キャンプ場	94	313	30.0	—	
	パークゴルフ場	110	313	35.1	—	
	グラウンドゴルフ場 (スポーツ広場)	23	313	7.3	—	
	中央広場	29	313	9.3	—	
	研修室 (森林学習展示館内)	31	313	9.9	—	

## 3) 教室・イベント等参加者実績（自主事業）

	内容	事業計画	実績	整合性の検証 (計画達成率 %)	業務改善に 向けた分析
教室	親子で自然を観察しよう	平成28年5月、8月2回	—	0	事業計画に基づき、計画どおり事業を実施する。
	ネイチャーゲーム	平成28年6月、11月2回	—	0	
	どんぐりのクラフト教室	平成28年10月1回	平成28年10月16日(日)に実施 1回	100	特になし
イベント	きとね市（雑貨市）	平成28年 3回程度	平成28年4月23日(土)	30	事業計画に基づき、計画的に事業を実施する。
	OkinawaOutDoorCampFestivalハシヤGO！！	—	平成28年12月10日(土)1回実施	—	
	沖縄県県民の森グラウンドゴルフ大会	平成28年5月下旬～6月、2月 2回	平成28年7月3日(日) 平成29年2月5日(日) 2回実施	100	特になし
	県民の森きずな駅伝大会	平成28年11月～12月 1回	平成28年12月17日(土) 1回実施	100	特になし

## (2) 運営企画

事業計画	実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	(事業報告書)	(現地確認)		
〈開園日数〉 県民の森の休園日は、沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例第8条の規定によることとする。	沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例第8条の規定のとおり実施した。	特に問題なし	特に問題なし	特になし
〈開園時間〉	沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例第9条の規定のとおり実施した。	特に問題なし	特に問題なし	特になし

## (3) 受付・接客

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
・入園者に対し、パンフレット等の配布と各施設の利用案内を行う。 ・道具の使用方法を説明し、指導する。 ・来館者に対して必要とする場合は、学習指導を行う。	○		・事業計画に基づき各施設担当者により実施。	特に問題なし	特に問題なし	特に問題なし

## (4) 広報

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
・印刷製本費 (リーフレット発注費等) 110,000円 ・広告費（新聞広告、看板等） 80,000円	○		・イベントのチラシやポスターを作成し、各自治体や関係機関等、マスコミ等に配布し周知を図った。 ・パンフレットを作成し、常時県民の森で配布できるよう対応した。	・印刷製本費 H28実績：134,966円 ・パンフレットについて、写真等内容が一部更新が必要。	施設の顔となるパンフレットのデザインや写真が古く魅力に欠ける。	パンフレットの内容及びデザインの更新を行なう。

## (5) 情報管理

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
個人情報の保護に関する法律及び条例に基づき、必要な措置を行う。	○		個人情報保護に関するマニュアルを策定し、職員に周知するとともに各案内窓口に掲示している。	特に問題なし	特に問題なし	特になし

## 3. 自主事業 ※イベント等については、「3) 教室・イベント等参加者実績（自主事業）」において記載

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
自動販売機の設置 収入 200,000円	○		収入 459,845円	特に問題なし	特に問題なし	特になし
—	○		備品貸出し 収入 204,000円	特に問題なし	事業計画にない事業である。	事業計画に盛り込み、計画的に事業を実施する。

## II. サービスの質の評価

評価項目	第三者（利用者等）評価	指定管理者 自己評価	業務改善に向けた分析
維持管理業務	施設・設備管理  〈平均満足度〉 良い78%、普通6%、悪い6% (無回答又は不明な回答 11%)  〈改善要望〉	・芝生の管理については良い意見を頂いた。	・指定管理者における自助努力を続けつつ、予算措置が必要なものに関しては県と十分に情報共有し対応について検討する。 ・開園から30年が経過し施設の老朽化が著しい県民の森においては、今後の公園のあり方等を見直した上で、施設の更新等を検討する必要がある。
運営業務	接客対応  〈平均満足度〉 良い22%、普通22%、悪い0% (無回答又は不明な回答 56%)  〈改善要望〉 特になし	・初めて来園した方にもパンフレット等での説明や窓口等での対応を行った。 ・利用者への挨拶も適切に行つた。	特になし
	施設・設備  〈平均満足度〉 良い56%、普通28%、悪い6% (無回答又は不明な回答 11%)  〈改善要望〉 ・冬のキャンプ可能にしてほしい。 ・閉園時間をもう少し遅くしてほしい。 ・平日も売店を開けてほしい。 ・洗濯機（コインランドリー）あつたらいい。	・お客様の意見や要望については、対応可能なものについて、必要に応じて改善を図つた。	・売店については、恩納村による経営のため、要望を伝える。
利用条件 ※当該施設においては該当無し	〈平均満足度〉 良い78%、普通0%、悪い0% (無回答又は不明な回答 22%)  〈改善要望〉 特になし	・また利用したいというお客様の意見が多くかった。	特になし
教室・イベント ※自主事業	〈平均満足度〉 ※アンケート等を実施しなかつため評価なし。  〈改善要望〉	・公園の目的に沿つて、地域活性化・県民の健康増進を目的としてグラウンドゴルフ大会、絆駅伝大会を行つた。 ・絆駅伝大会においては、昨年より参加人数がかなり減少したので、対応が必要。 ・計画していた自主事業で実施できないものもあったので、計画の見直しが必要。	・計画的に事業の周知、実施をする。 ・アンケート等を実施し参加者の評価やニーズ等を把握する。

自主事業 ※イベント等について、「運営業務教室・イベント」において記載	(平均満足度) ※アンケート等を実施しなかっため評価なし。  〈改善要望〉	•自動販売機の設置やキャンプ用テントの貸出、バレー ポールやバトミントンセットなど準備し積極的に貸出を行った。 •今後も要望のある貸出用品については積極的に取り組む。	•計画的に事業を実施をする。 •アンケート等を実施し利用者の評価やニーズ等を把握する。
総合評価	(平均満足度) •昨年度に比べ施設・設備管理のポイントが改善した。 H27 良い41%, 普通17%, 悪い25% (無回答又は不明な回答 17%) H28 良い78%, 普通 6%, 悪い 6% (無回答又は不明な回答 11%)	•教室・イベント等の自主事業でのアンケートをとるようにする。 •利用者の要望等をしっかり把握するために、今後は月ごとに集計していく方針。	回収したアンケート数はわずか18件であり、利用者の満足度等を正確に計れていとは言えない。次年度よりアンケート調査の方法について改善を図る必要がある。

※評価項目については、施設の態様に応じて適宜設定して下さい。

## III. サービスの安定性評価

## 1. 事業収入

## (1) 収入

収入項目		事業計画	実績	対計画比 (%)	備考
利用料金収入	シャワー室	3,000,000	279,200		
	キャンプ場		1,377,100		
	テニスコート		—		使用不能のため実績なし
	パークゴルフ場		586,800		
	グランドゴルフ場		34,800		
	広場		74,400		
	研修室		84,000		
	テント		221,500		
	自転車		309,900		
	草スキー		82,950		
	テニス用具		—		テニスコートが使用不能のため
	グランドゴルフ用具		78,370		
	パークゴルフ用具		241,300		
小計		3,000,000	3,370,320	112.3	
指定管理料		22,588,000	22,588,000	100.0	
電気使用料 (NTT ドコモ)		—	115,916	—	
自動販売機		200,000	459,845	229.9	
小計 (A)		25,788,000	26,534,081	102.9	
自主事業収入	備品貸出し	—	204,000	—	
	イベント	375,000	356,100	95.0	
合計		26,163,000	27,094,181	103.6	
〈業務改善に向けた分析〉					
収入のうち、利用料金収入は計画値に近いが、自動販売機収入は大幅に上回っているため適切な事業計画では無かったと考えられる。一方、電気料金使用料及び自主事業の備品貸出について事業計画に計上されていない。今後は実績を踏まえた事業計画の作成が求められる。					

## (2) 支出

支出項目	事業計画	実績	対計画比 (%)	備考
人件費	17,338,000	18,044,117	104.1	
修繕費	400,000	783,451	195.9	
委託業務費	3,816,000	3,596,000	94.2	設備管理、保安警備、廃棄物処理等
備品購入費	80,000	316,872	396.1	
消耗品費	410,000	349,066	85.1	
印刷製本費	110,000	134,966	122.7	
役務費	574,000	279,078	48.6	
光熱水費	2,330,000	2,340,004	100.4	
燃料費	430,000	497,706	115.7	
使用料及び賃借料	100,000	190,080	190.1	
小計 (B)	25,588,000	26,531,340	103.7	
自主事業費 (イベント)	575,000	562,841	97.9	6回のイベントで収益はあるのは4回のみ
合計	26,163,000	27,094,181	103.6	
〈業務改善に向けた分析〉				
・概ね計画値範囲内の実績となっており、良好な執行計画であると言えるが、修繕費が大幅に上回っており、施設の老朽化に伴い、指定管理者の修繕費負担が増加している。				
→開園から30年が経過し、施設の老朽化が目立つため、今後の公園のあり方等を見直した上で、備品の更新等を検討する必要がある。				
・自主事業について、事業計画で計上していない収入も含め、支出の計画を作成する必要がある。また、自主事業について、有料の取組を増やせるよう、引き続き工夫に努める必要がある。				

## 2. 経営分析指標

評価指標	事業計画	実績	対計画比 (%)	備考
事業収支 (収入(A)－支出(B))	200,000	2,741	1.4	以下、自主事業費を除く事業費で算出。事業計画において、電気使用料が未計上、自販機が自主事業として計上されていたが、収入が光熱水費に充てられるところから、実績においては上項目を収入(A)に計上することとする。(昨年度同様)
利用料金比率 (利用料金収入／収入(A))	12%	13%	109.2	
人件費比率 (人件費／支出(B))	68%	68%	100.4	
外部委託費比率 (外部委託費合計／支出(B))	15%	14%	90.9	委託費（設備管理費、保安警備費、廃棄物処理費の合計）
利用者あたり管理コスト (支出(B)／利用者数)	¥149	¥155	103.7	利用者数 171,460人
利用者あたり自治体負担コスト (指定管理料／利用者数)	—	¥132	—	
（業務改善に向けた分析）				
・事業収支について、計画に対し実績が下回っているが、概ね計画通り執行されている。 ・現在の管理費は利用料金による比率が13%となっているため、今後は平日及びオフシーズンである12月～3月中の利用者増加による利用料金収入増を図るため、積極的に自主事業を含めた運営を進めて行く必要がある。				

## ※経営分析指標の評価の考え方

評価指標	計算方法	評価の考え方
事業収支	収入－支出	事業収支がマイナスの場合、継続性の面で課題となるため、県、指定管理者で協力して黒字化のための方策を協議する必要がある。
利用料金比率	利用料金収入／収入	指定管理者の主な収入源がどこにあり、それが安定したものであるのかを確認する。
人件費比率	人件費／支出	支出の中で人件費が減らされすぎていないか、それにより効率が低下していないかを確認する。
外部委託費比率	外部委託費合計／支出	外部委託に過度にシフトしていないかを確認する。
利用者あたり管理コスト	支出／利用者数	1人あたりの利用者に対してどれだけのコストが費やされているか。コストが少なくても利用者が少ない、あるいは利用者は多いがコストがかかっているなど、前年度との比較、類似施設との比較により、当該施設の効率性を確認する。
利用者あたり自治体負担コスト	指定管理料／利用者数	1人あたりの利用者に対してどれだけの県による財政負担がなされているか。前年度との比較、類似施設との比較により、当該施設の効率性を確認する。

## 労働条件等自主点検表

施設名	沖縄県県民の森
指定管理者名	沖縄北部森林組合

※ 以下の確認事項に従い、指定管理者による確認結果欄の該当する箇所に○を付け、記入が必要な箇所については記入願います。

確認事項	指定管理者による確認結果																					
<b>1 労働条件の明示</b> 労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。  労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の継切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む)については、書面を交付しなければなりません〔労働基準法(以下「法」といいます。)第15条〕	就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している  <input type="radio"/> 1      2      3      4      5	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項については書面を交付している  <input type="radio"/> 1      2      3      4      5	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない  <input type="radio"/> 1      2      3      4      5	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している  <input type="radio"/> 1      2      3      4      5	労働契約締結時には明示していない  <input type="radio"/> 1      2      3      4      5																	
(3~5については、改善が必要です)																						
<b>2 就業規則</b> 就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的細目を定めた規則)を作成していますか。また就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。  常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません(法第89条) また、常時各作業場の見やすい場所への掲示、備付け、書面の交付又は電子機器の設置等により労働者に周知させなければなりません(法第106条)	常時使用する労働者は10人未満である。  <input type="radio"/> 1      2      3      4      5	常時使用する労働者が10人以上ある  <input type="radio"/> 1      2      3      4      5	作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている  <input type="radio"/> 1      2      3      4      5	作成して監督署に届け出るが、内容が実情に合っていない  <input type="radio"/> 1      2      3      4      5	作成してあるが、監督署に届け出ていない  <input type="radio"/> 1      2      3      4      5																	
(3~5については、改善が必要です)																						
<b>3 所定休日</b> 所定休日をどのように定めていますか。  休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えるなければなりません(法第35条)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">週休2日制</th> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">週休1日制</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">その他</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">完全(毎週)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">月3回</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">隔週</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">月1~2回</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">週1日</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4週4日</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4週3日以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> 1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </table> (7については、改善が必要です)	週休2日制				週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下	<input type="radio"/> 1	2	3	4	5	6	7
週休2日制				週休1日制		その他																
完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下																
<input type="radio"/> 1	2	3	4	5	6	7																

<p><b>4 年次有給休暇</b> 年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。</p> <p>年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません(法第39条)</p>	<table border="1"> <tr> <td>法定どおりの年次有給休暇を与えている</td><td>年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている</td><td>年次有給休暇を与えていない</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table>	法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない	1	2	3											
法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない																
1	2	3																
(2、3については改善が必要です)																		
※年次有給休暇の法定の付与日数表（週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th><th>0.5</th><th>1.5</th><th>2.5</th><th>3.5</th><th>4.5</th><th>5.5</th><th>6.5以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与日数</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>	勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20	※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。	
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上											
付与日数	10	11	12	14	16	18	20											
<p><b>5 健康診断</b> 定期健康診断を実施していますか。</p>	<table border="1"> <tr> <td>毎年1回以上定期的に行っている</td> <td>年によって行ったり行わなかつたり一定しない</td> <td>行ったことがない</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table>	毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかつたり一定しない	行ったことがない	1	2	3											
毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかつたり一定しない	行ったことがない																
1	2	3																
(2、3については、改善が必要です)																		
<p><b>6 最低賃金</b> 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。</p>	<table border="1"> <tr> <td>支払っている</td> <td>支払っていない</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table>	支払っている	支払っていない	1	2													
支払っている	支払っていない																	
1	2																	
(2については、改善が必要です。)																		
<p>なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)</li> <li>②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)</li> <li>③所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金</li> <li>④精勤手当、通勤手当、家族手当</li> </ul>	<p><b>【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】</b></p> $(A) = \frac{\text{時間によって定められた賃金 (時間給)} + \text{日、週、月等によって定められた賃金}}{\text{当該期間における所定労働時間数(日、週、月に よって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)}} \leq \text{地域別最低賃金 (時間額)}$																	
<p><b>7 割増賃金</b> 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。</p>	<p><b>時間外労働・深夜労働について</b></p> <table border="1"> <tr> <td>2割5分以上の割増率にしている</td> <td>2割5分未満の割増率にしている</td> <td>時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table>	2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	1	2	3											
2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない																
1	2	3																
(2、3については改善が必要です。)																		
<p>法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません(法第37条)。</p>	<p><b>休日労働について</b></p> <table border="1"> <tr> <td>3割5分以上の割増率にしている</td> <td>3割5分未満の割増率にしている</td> <td>休日労働をさせているが、支払っていない</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table>	3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	1	2	3											
3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない																
1	2	3																
(2、3については改善が必要です。)																		

## 8 雇用保険の加入について

確認事項	従業員数	うち雇用保険加入従業員数	うち雇用保険未加入従業員数
当該指定管理施設で勤務する従業員の雇用保険加入状況	11	10	1

確認事項	指定管理者による具体的な取組内容
従業員の雇用保険加入に関する取組	加入手続きや保険料納付は当組合で事務手続きをおこなっている。

確認事項	未加入とする理由
従業員に雇用保険未加入者がいる場合の未加入理由	別の会社で加入しているため

※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(平成28年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。

## 9 健康保険・厚生年金保険の加入について

確認事項	従業員数	うち健康保険加入従業員数	うち健康保険未加入従業員数	うち厚生年金保険加入従業員数	うち厚生年金保険未加入従業員数
当該指定管理施設で勤務する従業員の健康保険・厚生年金保険加入状況	11	4	7	4	7

確認事項	指定管理者による具体的な取組内容
従業員の健康保険・厚生年金保険加入に関する取組	加入手続きや保険料納付は当組合で事務手続きをおこなっている。

確認事項	未加入とする理由
従業員に健康保険・厚生年金保険未加入者がいる場合の未加入理由	月13日出勤の為

※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(平成28年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。